

奈良県訓令第十三号

労働委員会事務局

総務部総務厚生センター

奈良県労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第五条を削る。

第六条第一項第二号から第四号までの規定中「所属職員」を「事務局長」に改め、同項第十一号を削り、同条第二項中「第三条第一項第九号」を「第三条第一項第十号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次長は、次の事項（奈良県労働委員会の権限に関するものを除く。）を専決することができる。

- 一 所属職員の旅行命令（私有自動車等に係る承認を含む。）及び復命に関すること。
- 二 所属職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。
- 三 所属職員の服務に関する願及び届の処理に関すること。
- 四 その他事務局が所掌する事務に付随して生ずる定例的かつ軽易な事項の処理に関すること。

第六条を第五条とする。

第七条第一項中「不在」の下に「（出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。以下同じ。）」を加え、「その事務」を「事務局長の専決事項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次長が不在のときは、事務局長が次長の専決事項を代決することができる。

第七条第三項を削り、同条を第六条とする。

第八条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（代決の制限）

第七条 前条の代決については、事務の円滑かつ適正な執行を確保する上で必要不可欠なものに限り、これを行うことができるものとする。

（後閲）

第八条 代決した事務については、その後遅滞なく決裁者の後閲を受けなければならない

い。